

診療をお断りする 場合について

医療スタッフに対して、以下の行為があった場合は、診療をお断りします。

①身体的暴力

殴る、蹴る、落とす、ぶつける、つねる、触る、刺す等の行為

②言葉の暴力

脅す、罵倒する、怒鳴る、大声を出す、暴言等

③その他正常な診療を行うのが困難な場合

飲酒してコミュニケーションが取れない、又は暴れる患者で、家族又は正常な付添者がいない等

上記の行為は、医師法第19条の診察をお断りする正当な理由に該当します。

平成25年12月2日 院長